

(3) 教育施設全体のバランスシートの活用・開示の課題について

① 都立学校

都立学校の学校別バランスシートは、主に、各学校でその経営管理に活用され、各学校の関係者に向けて開示されている。すべての学校別バランスシートを合計したもの、すなわち結合バランスシートの情報については、教育事業全体の計画・実績・評価・改善に至るプロセスにおいて、定量的な指数を用いた比較分析など、その活用・開示が十分になされていない。

また、学校経営支援センターのバランスシートは作成していないため、これを教育事業全体PDCAサイクルで全く活用していない。したがって、都立学校全体を運営するための行政コストなどが全く活用も開示もされていない。

② 都立図書館

都立図書館については、所管部署である教育庁ではなく、財務局が事業評価の一環として、表 B1-6-2 及び表 B1-6-3 のとおり、事業別の財務数値及び「財務諸表から読み取れる課題及びその対応」を、都のホームページにて公表している。

表 B1-6-2 財務局が公表している貸借対照表と行政コスト計算書 (平成 25 年度)

貸借対照表		行政コスト計算書	
【資産】	26.2 億円	【負債】	25.2 億円
うち、有形固定資産	25.5 億円	都債	15.9 億円
うち、無形固定資産	0.3 億円	退職給与引当金	9.3 億円
うち、重要物品	0.3 億円	【正味財産】	1.0 億円
		【行政収入】	0.4 億円
		【行政費用】	20.9 億円
		うち、人件費	8.5 億円
		うち、物件費	10.3 億円
		うち、減価償却費	1.3 億円

(財務局ホームページより監査人が作成)

表 B1-6-3 財務諸表から読み取れる課題及びその対応

課題	課題への対応
【資産分析】 建物の維持管理と図書収蔵力の確保 建物老朽化率：65.8% 建物老朽化率は、都の建物平均 (45.7%) を上回っているとともに、2 館合計の図書収蔵能力 (311 万冊) に対して、平成 25 年度末の蔵書数は 307 万冊に達し、図書収蔵力の拡大が急務となっている。そのため、平成 28 年度に予定している多摩図書館の移転を計画通りに進めていくことが求められる。	【図書収蔵力の確保】 ・多摩図書館の移転改築に伴う経費 (12.7 億円) を投じ、図書収蔵力の拡大を図る。
【単位当たり分析】 業務費用の活用 運用経費：262 円/冊 大規模な図書館業務を効率的に運営していくために、レファレンスサービスなどの基幹業務については専門性をもった司書が行い、資料出納などの委託が可能な部分については業務委託化を進める。また、資料整理に係る経費から算出した蔵書 (図書) 1 冊当たりのコストは、平成 24 年度 (268 円) と比べて減少している。	【運営の効率化の推進】 ・都立図書館の管理運営 (12.8 億円) を投じ、資料の整理業務やデータの維持管理、企画展示の運営など補助する専門性の高い非常勤職員を配置し、体制の見直しを行うことで、サービスの向上を図りつつ運営の更なる効率化を進める

(財務局ホームページより監査人が作成)

しかしながら、これは、中央図書館及び多摩図書館を合算しており、それぞれの施設単位のものではない。都立図書館は組織ないし形式的には、多摩図書館は中央図書館の一事業部門と位置付けられているが、図書館として別々に施設を設置しているため、それぞれの財務諸表を作成し、これを PDCA サイクルに活用するとともに、都民一般に開示することが必要であると考えられる。

③ 教職員研修センター

教職員研修センターについては、そもそも施設単独のストック情報、フロー情報が掲載されたバランスシートを作成していない。かかる状況にあつては、教職員研修センターを運営するための行政コストなど全く把握できず、コスト意識向上にも役立っていない。したがって、PDCA サイクルの観点から、財務情報 の活用がなされていないのである。

④ 教育相談センター

教育相談センターも、③と同様である。

(意見1-11) 教育施設別のバランスシートについて

教育庁では、都立学校ごとのバランスシートを作成し開示しているものの、都立学校を支援する機能を有する学校経営支援センターや他の教育施設(都立図書館、教職員研修センター、教育相談センターなど)については、施設ごとのバランスシートを作成しておらず、財務情報の活用や開示が全くなされていない。

このような状況にあつては、例えばコスト規模、利用者1人当たりのコスト分析、固定資産の規模や老朽化率など財務情報に関して、教育行政のPDCA サイクルにおけるCheck及びActionが教育事業全体に十分に機能しているとは言えず、したがって、施設単位での課題の把握やコスト意識の向上も十分に図ることができない。しかも、教育施設の管理運営には多額の都税が費やされているため、都民に対する説明責任を適切に果たすことが必要であることから、教育庁は、有効性・経済性・明瞭性などの観点から、すべての教育施設別のバランスシートを作成する体制を構築し、これを適切に活用することとされたい。

(4) 東京都教職員研修センターの情報開示について

① 予算情報の開示について

教職員研修センターの平成26年度予算は、「平成26年度事業概要」に記載されており、その予算概要は、表B1-6-4のとおりである。この「平成26年度事業概要」は、教職員研修センターのホームページでPDFにより開示されている。

表B1-6-4 平成26年度予算概要

区分	予算額		増△減	備考
	26年度	25年度		
管理運営	118,250	115,805	△2,380	教職員研修センターの管理運営、協議会等運営
建物維持管理	1,820	1,580	244	教職員研修センターの建物維持管理費
推進施設管理費 計(a)	296,782	296,927	△145	
必修研修	104,103	105,227	△1,124	若手教員1・2・3年次研修、新採用採用後研修等研修
必修研修	121,389	120,109	1,280	教員1年次研修
必修研修	14,344	15,242	△893	校長、副校長、教育管理職候補者等研修
必修研修	3,181	3,233	△52	都立学校主任教員任用時、スカルプ研修
必修研修	108	0	108	指導教員任用時研修
必修研修	7,976	9,426	△1,450	主任教員任用前・任用時研修
必修研修	0	220	△220	教育管理職候補者等(指導主事)研修に統合
必修研修	26,115	28,121	△2,006	0<他>教員研修センター研修参加者研修
必修研修	3,839	3,639	200	0<他>教員研修センター研修参加者研修
必修研修	26,881	26,881	0	教員等・教育課題研修、リダー養成研修
必修研修	2,918	2,918	0	0<他>教育相談研修
必修研修	286	298	△12	0<他>立学校ICT計画への連携研修
必修研修	33,537	33,537	0	特別支援センターリダーの養成
必修研修	1,126	1,126	0	特別支援センターリダーの養成
必修研修	2,286	2,434	△146	指導力不足等教員に対する研修
必修研修	3416	3,562	△146	教育に関する調査研究、教育情報資料等の提供・普及
必修研修	29,611	29,592	19	人権教育に関する資料収集、開発・貸出
必修研修	2,844	2,844	0	人権教育に関する資料収集、開発・貸出
必修研修	32,455	32,436	19	人権教育に関する資料収集、開発・貸出
必修研修	95,470	95,246	224	授業研究を通じて年間では学力を向上
必修研修	27,717	27,717	0	管理職候補者・現職教員を教職大学院へ派遣
必修研修	51,976	311,586	208,173	毎年度200人規模で都立高校生の海外留学支援
必修研修	6,434	9,434	△3,000	理数教育充実のため教員の理科指導力を向上
必修研修	534	0	534	教員の自己啓発を支援
必修研修	0	20,000	△20,000	事業終了
必修研修	85,730	65,622	19,108	小学校教師を希望する大4年生等を教師に養成
必修研修	0	6,279	△6,279	事業終了
必修研修	932,598	753,651	178,947	事業終了
必修研修	1,229,380	1,080,578	178,802	事業終了
必修研修	23,680	23,728	△48	学校事務職員、教育事務局長職員の実務・人権研修
必修研修	23,680	23,728	△48	学校事務職員、教育事務局長職員の実務・人権研修
必修研修	102,200	18,778	83,427	125実施設計、1126-1127工事(教育相談センター移転前)
必修研修	102,200	18,778	83,427	125実施設計、1126-1127工事(教育相談センター移転前)
必修研修	1,395,760	1,093,080	262,180	125実施設計、1126-1127工事(教育相談センター移転前)

注) 建物維持管理には、東部学校経営支援センターの施設維持費を含む。

(教職員研修センター「平成26年度事業概要」より抜粋)

② 決算情報の開示について

決算情報については、予算情報のようなホームページによる開示は行われておらず、都民が教育庁に請求することによってのみ閲覧・把握することができるとも、この決算情報は、教職員研修センターを含めた教育庁全体の情報であって、総合的な「東京都一般会計決算説明書」で公表されている範囲にとどまっている。なお、教職員研修センターの平成26年度の予算額及び決算額は、表BI-6-5のとおりである。

表BI-6-5 平成26年度教職員研修センター事業 予算額及び決算額

区分	平成26年度教職員研修センター事業 予算額及び決算額		予算額(決算額)に比べ、増のある事業の説明
	予算額	決算額 (単位:千円)	
指導員研修費	922,598	981,377	△51,221
必修研修	121,389	107,853	△13,516
基礎研修	28,115	20,092	△8,023 (教育管理職研修センター550人、校長研修センター245人、215人)
専門研修	33,537	30,012	△3,525
育成研修	3,418	2,837	△581
調査研究	32,455	31,488	△967
東京教師連盟	95,470	84,481	△10,989
教員大学院派遣研修	27,717	19,408	△8,218 (30人の定員に対して派遣者が29人にとどまったため、1人分の実績減)
都立高等学校海外留学等支援事業	519,781	519,148	△612
遠征教員人材育成研修	6,434	4,976	△1,458 (講師料金の発生しない研修講師による研修を行ったことによる減額の実績減)
専門高校教員の指導力の向上	534	457	△77
東京教師連盟	65,790	60,813	△4,977
教育者研修	23,680	20,212	△3,468
行政職員研修	23,680	20,212	△3,468
施設整備費	102,200	61,600	△40,600
内部研修工事	102,200	61,600	△40,600
合計	1,352,280	1,232,444	△122,816

(教職員研修センター作成資料より抜粋)

それでは、なぜホームページに決算情報を開示していないのであるのか。この点を教職員研修センターに質問したところ、「教職員研修センターの事業は、教職員の研修であるため、ホームページには事業である研修内容を記載しており、決算については、掲載していない」という回答であった。

しかしながら、教職員研修センターは都税によって運営されていることから、その運営については、予算情報のみでなく、決算情報も開示すべきである。すなわち、教職員研修センターが都税をどのような予算について、実際どのような執行したのか、その事業の目的・内容を含め、予算・決算に係る情報を都民に説明する責任があるものと考えられる。

(意見1-12) 東京都教職員研修センターの情報開示について

教職員研修センター単独の予算情報は、各年度の事業概要に記載され、ホームページによって開示されている。これに対して、予算の執行状況を示す決算情報は、このような開示がなされていない。

教職員研修センターは、都税によって運営されていることから、どのような予算について、実際どのような執行したのかが分かるよう、予算・決算に係る情報をホームページにおいて適時適切に開示し、もって都民に対する情報開示責任を十分に果たすこととされた。

(5) 東京都教育相談センターの情報開示について

教育相談センターの予算は、教育庁所管予算として、教育庁が毎年度に発行する「主要事務事業の概要」に掲載しており、教育委員会のホームページにも同様のものが公表されている。

しかしながら、教育相談センターに係る予算・決算は、単独で作成されていない。したがって、その情報は教育委員会のホームページにも公表されていない。そこで、かかる情報の把握を試みた。

まず、表BI-6-6及び表BI-6-7は、教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む予算を抜き出したものである。

表BI-6-6 教育庁所管予算のうち、教育指導奨励費の予算比較

科目	平成26年度予算額	平成25年度予算額	増減
教育指導奨励費	9,799,608	7,881,000	1,918,608

(教育庁「平成26年度事業概要」より監査人が作成)

(単位:千円)

表 B1-6-7 平成 26 年度の教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む予算

(単位：千円)

科目	金額
教育指導奨励費	9,799,608
1 管理費	973,251
指導部・各事業所の人件費、その他職員関係費	
指導部	47人
教職員研修センター	24人
教育相談センター	15人
計	86人
定数外	4人
2 指導研修費	8,348,207
：	
(33) 学校問題解決事業	19,648
：	
3 指導施設管理費	478,150
：	
(2) 教育相談センターの管理運営	181,368
ア 管理運営	180,218
イ 教育相談体制の充実	1,150

(教育庁「平成 26 年度事業概要」より監査人が作成)

次に、表 B1-6-8 及び表 B1-6-9 は、教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む決算を抜き出したものである。

表 B1-6-8 平成 26 年度の教育指導奨励費の決算額

(単位：千円)

科目	予算額	支出済額	不用額
教育指導奨励費	9,799,608	9,044,805	754,802

(教育庁「東京都一般会計決算説明書」より監査人が作成)

表 B1-6-9 平成 26 年度の教育庁所管予算のうち、教育相談センターを含む決算額

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	不用額	執行率
1 管理費	973,251	901,357	71,893	92.6%
指導部・各事業所の人件費、その他職員関係費(人数)				
指導部	(人数) 47人	53人	5,391	98.9%
教職員研修センター(人数)	(金額) 508,253	502,862		
教育相談センター(人数)	24人	27人		
計	(金額) 259,534	256,175	3,359	98.7%
教育相談センター(人数)	15人	15人		
計	(金額) 162,209	142,320	19,889	87.7%
定数外	(人数) 86人	95人		
計	(金額) 929,996	901,357	28,639	96.9%
定数外	4人	0人		
計	43,255	0	43,255	-
2 指導研修費	8,348,207	7,707,339	640,867	92.3%
：				
(41) 学校問題解決事業	19,648	17,604	2,043	89.6%
：				
3 指導施設管理費	478,150	436,108	42,041	91.2%
：				
(2) 教育相談センター	181,368	166,853	14,514	92.0%
ア 管理運営	180,218	165,800	14,418	92.0%
イ 教育相談体制の充実	1,150	1,058	92	92.0%

(教育庁「東京都一般会計決算説明書」より監査人が作成)

(注) 管理費の指導部・各事業所ごとの人件費は算定できないとのことであったため、管理費を人数で除して単価を算定し、指導部・各事業所の人数を乗じた金額を記載している。

さらに、指導教育奨励費のうち、管理費は、教育相談センターの常勤職員 15 名の人件費であり、指導研修費の学校問題解決事業及び指導施設管理費の使途は、表 B1-6-10 及び表 B1-6-11 のとおりである。

表 B1-6-10 学校問題解決事業

(単位：千円)

性質別・経費節別区分	26年度予算額	26年度決算額
給与関係費		
報酬	8,572	8,260
共済費	2,860	2,010
物件費		
普通旅費	378	341
特別旅費	567	552
一般需要費	500	486
役務費	100	80
使用料及び賃借料	240	108
補助費等		
報償費	6,431	5,768

(教育庁「事項別明細書」より監査人が作成)

表 B1-6-11 指導施設管理費

(単位：千円)

性質別・経費節別区分	26年度予算額	26年度決算額
給与関係費		
報酬	116,734	115,679
時間外勤務手当	243	243
共済費	39,564	32,984
物件費		
賃金	719	0
普通旅費	990	592
特別旅費	759	55
光熱水費	7,998	7,686
一般需要費	7,205	5,514
役務費	2,464	1,582
委託料	1,265	867
使用料及び賃借料	2,001	1,056
維持補修費		
工事請負費	0	0
補助費等		
報償費	1,426	596
負担補助及び交付金	0	0

(教育庁「事項別明細書」より監査人が作成)

(意見1-13) 東京都教育相談センターの情報開示について

教育相談センターの予算は、教育庁所管予算の一部として、都教育委員会が毎年度発行する「主要事務事業の概要」に掲載されており、都教育委員会のホームページにも同様のものが公表されている。しかしながら、教育相談センター単独の予算・決算は、作成・公表されていない。そのため、都の教育相談センターを運営していくに当たり、都税が何にどのようなように使用されているのかわからない。また、管理費についても、常勤職員の人件費が計上されているものの、指導研修費の学校問題解決事業や指導施設管理費がどのように使用されているのか開示されていないため、この点についても分からない。

教育相談センターは、都税によって運営していることから、どのような予算について、実際どのように執行したのかが分かるよう、予算・決算に係る情報をホームページにおいて適時適切に開示し、もって都民に対する情報開示責任を十分に果たすこととされたい。

7. 公立学校の老朽化・耐震化について

(1) 公立の小・中学校の施設の整備及び管理の責任について

学校教育法第5条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定している。そのため、公立の小・中学校については、都の場合、設置者は、区市町村であり、各区市町村の教育委員会が、教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分果たすことができるよう、設置する学校を適切に管理し、その運営に責任を負うことになっている。

したがって、学校の施設についても、学校の設置者（公立小・中学校については、区市町村）がその整備及び管理についての責任を負っているが、区市町村の負担を軽減して全国的に均等な教育条件を確保するため、義務教育諸学校施設費国庫負担法により、学校施設の新増築について原則2分の1を国が負担することとされている。

(2) 公立の小・中学校の施設の老朽化に対する東京都の役割について

公立の小・中学校の施設について老朽化により建替えや大規模修繕が必要となった場合に、都が区市町村に対して負担金、若しくは交付金という形で財政面を負担することがあるのかについて都教育委員会に質問したところ、都費として支出することはないとの回答であった。

また、区市町村立の小・中学校の施設の整備及び管理については、設置者である区市町村がその権限と責任において行うことが原則であるため、都においては、区市町村立小・中学校の建設年度や大規模修繕の履歴管理については行っていないとの説明を受けた。加えて、都の役割としては、区市町村の作成する公立学校施設台帳の記載内容等の審査、同台帳の維持・管理及び文部科学省の行う調査に対する回答等があるとの説明を受けた。

(3) 公立の小・中学校の施設への東京都の支援について

公立の小・中学校の施設においては、下記3つの事業について都が財政面で支援を行っている。

① 公立学校施設構造体耐震化支援事業

事業内容は、公立学校の園舎、校舎又は屋内運動場の耐震化を図るため、国の補助を受け、耐震補強工事又はやむを得ない理由により補強が困難なものの改築工事及び付帯工事を実施する区市町村のうち希望する場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額を補助、若しくは国庫補助単価と実勢単価の乖離を補填するための単価差の一部を補助するものである。

② 公立学校施設非構造部材耐震化支援事業

事業内容は、公立小・中学校及び幼稚園施設について、国の補助金を受け、非構造部材の耐震化工事を実施する区市町村のうち希望がある場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額を補助する。

③ 公立学校施設冷房化支援特別事業

事業内容は、公立小・中学校の教育環境の改善を図るため、特別教室（パソコン教室、音楽室、図書室、視聴覚室）への冷房導入工事を実施する区市町村のうち希望する場合に財政支援を行う。財政支援内容は、国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額の6分の1、若しくは国庫補助金と起債可能額を除く設置者負担額2分の1を補助する。

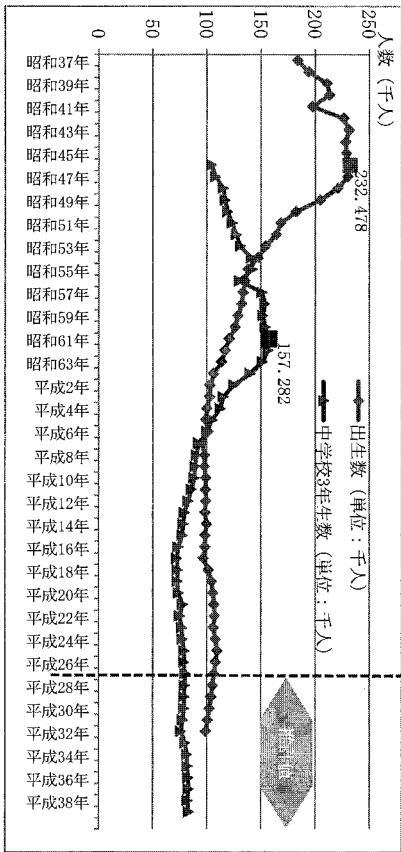
このような区市町村に対する補助事業については、総務局行政部が作成した「区市町村に対する補助等の調べ」により公表されている。

(4) 都立学校の老朽化と将来負担について

① 都立学校建物の老朽化について

グラフ BI-7-1は、東京都の出生数と中学校3年生の実数の推移からそれらの将来を推計したものである。教育庁では、翌年度に高等学校に入学する中学校3年生の将来推計が安定的に推移することから、他の道府県のような少子化による高等学校の大規模な統廃合を予定していない。

グラフ BI-7-1 東京都 出生数・中学校3年生数の推移

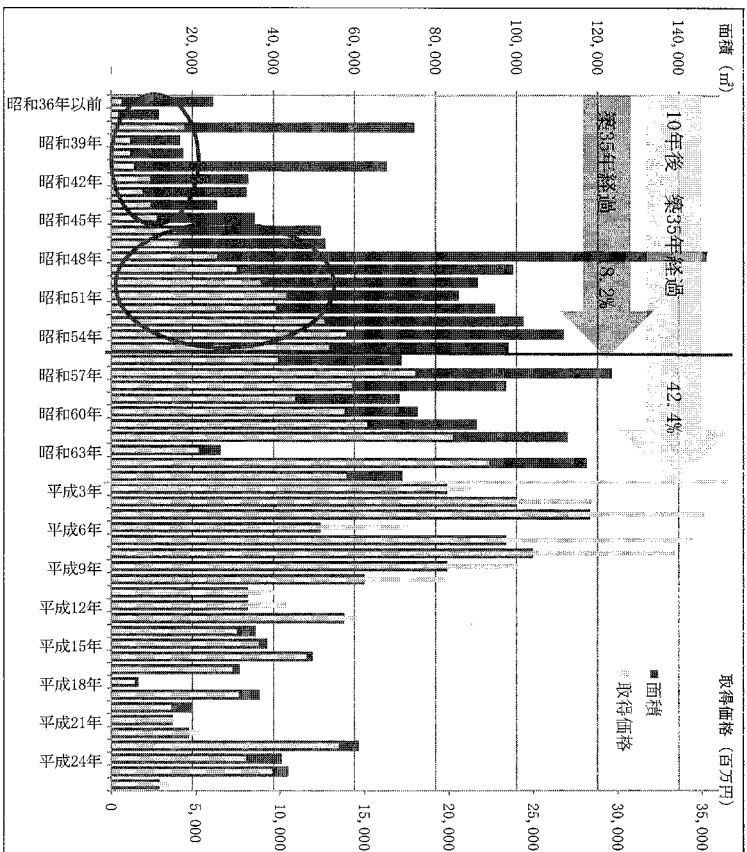


(都教育委員会「平成26年度 教育人口等推計報告書」より監査人が作成)

教育人口等推計(平成26年11月公表)では、都内公立中学校3年生数について、平成26年度の79,011人(実数)から平成39年度には83,414人(推計値)まで増加すると見込まれている。このことから、教育庁では中期的には都立高等学校の受入れ枠の増加に取り組むべき状況にある。このような状況から、現在の都立高等学校の数的な規模は中期的には維持されることが見込まれる。それでは、このような中期的な将来予測の中で、都立学校の設備更新費用の将来負担はどのような状況になるのだろうか。

そこで、まず、都立学校の設備投資の状況を検討することとする。グラフ BI-7-2は、平成26年度末の建物の取得年別の取得価格・面積の状況を示したものである。

グラフ BI-7-2 都立学校建物の取得年別 取得価格・面積



(教育庁作成「平成26年度固定資産台帳(行政財産)データ」より監査人が作成)

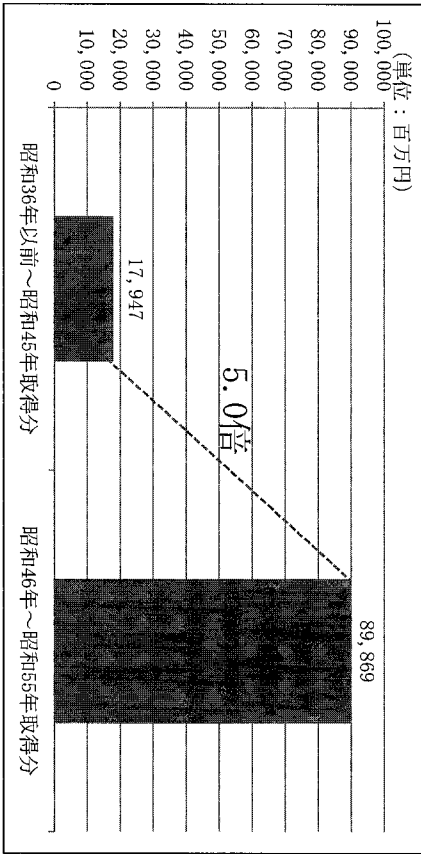
(注) 教育庁作成の平成26年度固定資産台帳(行政財産)データより、財産種名:「建物」、用途名:「保育園等・アパート等を含む」の固定資産を抽出し、グラフを作成している。また、当該データ上、「取得価格」とされているため、本表においては「取得価格」としているが、以下では「取得価額」と表現する。

教育庁の建物の耐用年数は最長でも50年であるため、この50年を基準として考えると、グラフ BI-7-2から分かる通り、今後10年以上は取得日から50年を経過する建物が増加することになる。都立学校の施設整備は、昭和30年代から40年代にかけて高等学校の進学率が上昇したこと、また昭和30年代後半の第一次ベビーブーム世代が高等学校に進学したこと、また昭和30年代後半を迎えていく。したがって、この昭和30年代後半から50年を経過した現在から、順次、学校の設備更新が1つ目のピークに向かうのである。

問題は、今後 10 年とその後の 10 年は設備更新の費用負担の状況が全く異なるということである。その状況を視覚的に表したものが、グラフ BI-7-3 である。つまり、過去の取得価額ベースの面積ではあるものの、昭和 36 年以前から昭和 45 年までに取得した建物取得価額の合計 17,947 百万円と昭和 46 年から昭和 55 年までに取得した建物取得価額の合計 89,869 百万円を比較すると、後者が前者の 5 倍以上になることから、今後 10 年間の設備更新費用に比べて、その後の 10 年間の設備更新費用も 5 倍以上になることが予測されるのである。

もちろん、学校設備は実際には 50 年以上使用することもできること、また各時代によって建設コストに多寡があることから、一概に 5 倍以上とは言えない。しかしながら、いずれにしても学校の設備更新については、一定の将来推計を実施した上で、アセットマネジメントなど経済性・有効性の観点から、必要な設備更新（資金）計画を策定し、学校施設を確実に維持更新することが必要であると考えられる。

グラフ BI-7-3 昭和 45 年以前取得分と昭和 46 年～昭和 55 年取得分の取得価額



(グラフ BI-7-2 より監査人が作成)

② 都の主要施設 10 年維持更新計画について

ところで、施設の老朽化の問題は、何も学校施設に限ったものではなく、都が所有する施設共通の問題である。このため、都では、一般会計で管理する施設を対象に、劣化状況や行政需要などを総合的に精査し、計画的な改築・改修などにより施設の維持更新を進めていく「主要施設 10 年維持更新計画」を平成 21 年度に策定している。

その後、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 36 年度を対象とした「第二次主要施設 10 年維持更新計画」(以下、「第二次維持更新計画」という。)を策定し、次のとおり、計画の対象施設を選定している。

【参考】第二次主要施設 10 年維持更新計画 (一部抜粋)

- ① おおむね築 35 年を経過し、延べ床面積 3,000 ㎡以上の施設
 高度経済成長期を中心に整備された施設であり、老朽化が進行して近年の建築物と比べて基本的性能が低く、改築を含め維持更新手法を検討してきたもの
- ② おおむね築 10 年を経過し、延べ床面積 10,000 ㎡以上の施設
 良質な資産として残しているため、設備機器の改修を中心に維持更新手法を検討してきたもの
- ③ その他、維持更新が特に必要な施設
 老朽度、緊急度など施設の改築・改修の必要性が①及び②とほぼ同等と位置付けられるもの

第二次維持更新計画では、適切な維持管理と保全の実施等により、施設の長寿命化を図り、今後の都有施設の目標使用年数を 65 年以上とする旨が明記されている。

教育庁は、主に「築 35 年を経過し、延べ床面積 3,000 ㎡以上の施設」について、施設整備に係る概算事業費(長寿命化に係る事業費を含む)を、財務局に報告している。

一方、財務局では、第二次維持更新計画期間内の都全体の概算事業費を 7,500 億円程度と見込んでいるが、個々の施設の整備費用については、各年度予算編成過程において、最も適切な維持更新手法等の検討を踏まえ改めて積算するものとしている。

しかしながら、最近では建設コストが高騰していること、今後 10 年 20 年を見据えれば、都全体の財政が厳しくなる場合もあり得ることから、教育庁は都の第二次維持更新計画を所管する財務局と連携を密にして、学校施設を確実に維持更新することが必要であると考えられる。

(意見 1-14) 都立学校の老朽化と将来負担について

都立学校では、今後右肩上がりに、その取得から 50 年を経過した設備が増加する。監査人が簡便的に推計(建物の耐用年数が 50 年で、当初建設から 50 年後に取得価額相当額の更新費用が必要になると仮定計算)したところ、今後 10 年間の設備更新費用に比べて、その後 10 年間の設備更新費用が 5 倍以上になる